

通所リハビリテーション

運 営 規 程

医療法人

松城会

隼人温泉病院 通所リハビリテーション

## 目 次

1	事業所の目的及び運営の方針	1
2	事業所の名称等	1
3	職員の職種、員数及び職務の内容	2
4	営業日及び営業時間	2
5	通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員	2
6	送迎の実施地域	3
7	通所者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの内容及び利用者負担の額	3
8	通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用にあたっての留意事項	4
9	非常災害対策	4
10	虐待防止に関する事項	4
11	その他施設の運営に関する重要事項	5

### 添付書類

別 紙 ・ ・ ・ ・ ・ 「職員の職種及び職務の内容」

## 1 事業所の目的及び運営の方針

### (1) 事業所の目的

隼人温泉病院 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、利用者が可能な限り居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要とするリハビリテーションや日常生活上の援助などのサービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持・回復を図ることを目的とします。

### (2) 事業所の運営方針

利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう、目標設定と計画性に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの実施により達成できるよう努めます。又家族、市町村及び居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者）等との密接な連携に努めます。

外来・病棟との連携のもと専属の担当が、患者様一人一人の障害や状態に合わせた積極的なリハビリテーションを提供します

家庭復帰・社会復帰に向けて、医療・福祉サービスとの連携を図り、地域社会への貢献をします

## 2 事業所の名称等

(1) 名 称 : 医療法人 松城会 隼人温泉病院 通所リハビリテーション

(2) 所在地 : 鹿児島県霧島市隼人町姫城一丁目264番地2

(3) 電 話 : 0995-42-2151      FAX : 0995-42-1428

### 3 職員の職種、員数及び職務の内容

#### (1) 職員

管理者	1名（常勤）
医師	1名（常勤）
介護職員	4名以上（常勤）
理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士	1名以上（常勤）

#### (2) 職務の内容

別紙・・・・・・・・・・「職員の職種及び職務の内容」

### 4 営業日及び営業時間

#### (1) 営業日

日曜・祝日（3連休以上を除く）・年末・年始を除く、月曜日～土曜日とします。

#### (2) 営業時間

午前8時から午後5時までの時間内とします。

リハビリテーション提供時間は、8:30～10:10、10:20～12:00、  
13:00～14:40とします。

### 5 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員

通所者の利用定員は、1日30名となります。（介護予防サービス利用者を含める）

### 6 送迎の実施地域

霧島市内の国分・隼人町地域とします。

## 7 通所者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの内容及び利用者負担の額

### （1）サービスの内容

- ア 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を中心とするリハビリテーションサービス
- イ 送迎サービス
- ウ 日常生活動作訓練

### （2）利用者負担の額

#### ア 利用料金（一部負担金）

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、**利用者負担額に応じた利用料金の額**とします。

## 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用にあたっての留意事項

- （1）管理者及び職員の指導又は指示に従って下さい。
- （2）他の通所者に迷惑をかける言動は謹んで下さい。
- （3）無断外出をしてはなりません。
- （4）サービス利用の際に体調不良や異常などの異変があれば遠慮なく申し出て下さい。

## 9 非常災害対策

非常災害が発生した場合、利用者を安全な場所へ避難誘導し、利用者の家族、消防署、関係機関等へ速やかに通報し、利用者の安全確保を図ります。尚、当施設におきましては、**研修・消防訓練等**を実施致します。

## 10 虐待防止に関する事項

(1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

ア 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

イ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

ウ その他虐待防止のために必要な措置

### 【具体例】

・虐待防止に関する責任者の選定及び措置

・成年後見制度の利用支援

・介護相談員の受け入れ

(2) 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 11 その他事業所の運営に関する重要事項

(1) 定期安全点検の実施

次に示す設備・器具等について、定期に点検を実施し、安全管理に万全を期します。

ア 設 備

電気設備、浄化槽（合併処理施設）、ボイラー、消防設備、自家発電機（スプリンクラー用）、プロパンガス庫、昇降機（エレベーター）、貯水槽（受水タンク、高架水槽、貯蔵タンク）、重油タンクについてはそれぞれの専門業者に依頼する。

イ 器 具

リハビリ関係器具・給湯機・車椅子・歩行器・シルバーカー・懐中電灯・携行発電機一式

(2) 空調等による施設内の適温の確保

(3) 秘密保持

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に洩らすことはありません。又、職員でなくなった後においても同様とします。

#### (4) 職員の質の確保

当事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。

- ア 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- イ 継続研修 年1回

#### (5) 緊急時又は事故への対応

- ① 当事業所は、利用者の状態が急変した場合、早急に併設の隼人温泉病院へ受診できる体制を整えております。
- ② 利用者が事故(転倒・転落等)に遭遇した場合、当事業所職員が迅速に対応致します。又、事故の原因、対策及び予防については、当事業所に設置してある「医療安全委員会」に協議して対応致します。
- ③ その他の緊急時又は事故発生時の当施設としての対応の詳細については、「医療安全委員会」にて協議作成した書類(マニュアル等)に基づいて対応致します。

#### (6) 賠償責任

- ① 施設サービスの提供に伴う当施設の責任により、利用者が損害を受けた場合、当施設は利用者に対し損害を賠償することとします。
- ② 利用者の責任により当施設が損害を受けた場合、利用者及び家族は当施設に対し、損害を賠償することとします。

#### (7) 交通事故の発生時の対応

利用者の送迎を行う際に発生した事故等への対応につきましては、迅速かつ適切に対応し、利用者の家族、警察、関係機関等へ速やかに通報し、利用者の安全の確保を図ります。

#### (8) 身体拘束

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある場合等緊急やむを得ない場合に限り、施設長の判断で身体拘束を行う事があります。その場合には、利用者または家族の同意を得ることとし、身体拘束に関する記録は、当院に設置してある「身体拘束廃止委員会」の協議で採決した各種様式及び診療録に記録することとします。

#### (9) 褥瘡対策

利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めます。また、褥瘡の予防・対策につきましては、当院に設置してある「褥瘡対策委員会」にて協議作成した書類（マニュアル等）に基づいて対応致します。

#### (10) 感染対策

- ① 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- ② 感染予防及び感染症発生後の対応につきましては、当院に設置してある「感染対策委員会」にて協議作成した書類（マニュアル等）に基づいて対応致します。
- ③ 尚、当施設におきましては、感染対策に関する研修を年に2回実施いたします。

#### (11) 苦情処理

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に係る利用者及び家族からの要望又は苦情等については支援相談員が窓口となり、迅速且つ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとします。
- ② 当事業所は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- ③ 当事業所は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に係る利用者及び家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

#### (12) 個人情報の保護

- ① 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。



(13) 記録の整備

当事業所は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

(14) その他

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人松城会の理事会において定めるものとします。

附 則

この規程は平成30年11月1日から施行。

この規定は平成31年3月10日に変更し施行。

この規定は令和6年5月8日に変更し施行。